



地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）設定に関する県基準（概要）

1 ポイント

- 令和4年4月に施行された改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図る「地域脱炭素化促進事業」制度が新設された。
- 市町村が同事業の対象となる区域（促進区域）を定めることができるよう、国から示される基準や法令・条例等を踏まえ、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境への配慮を求める福島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（県基準）を策定するものである。
- 福島県基準については、令和5年3月末までに決定予定。

2 地域脱炭素化促進事業

「地域の環境の保全のための取組」と「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」とを併せた再エネ設備等を導入する事業。

〈事業実施のメリット〉

- ・ 環境アセスメントの配慮書の**手続省略**等の特例措置。
- ・ 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）について、各市区町村の交付限度額15億円に対して、**5億円までの交付限度額のかさ上げとなる等の財政措置対象**。

3 促進区域に係る県基準について

〈対象施設〉

- ・ 太陽光発電設備
- ・ 風力発電設備



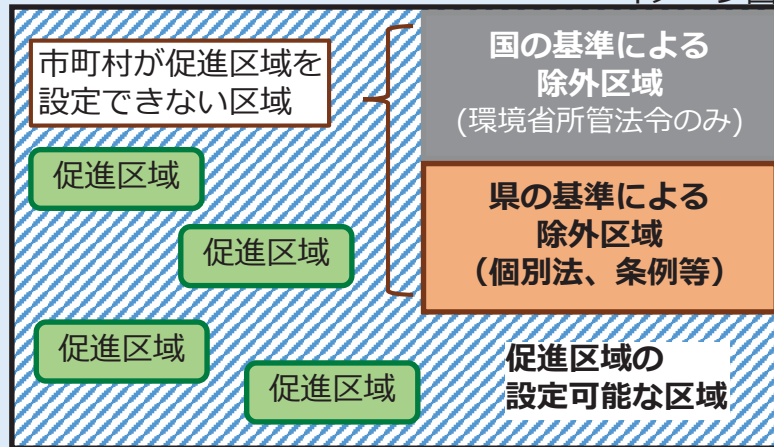
〈基本的な考え方〉

- ・ 本県の地域特性を踏まえた安全・安心な再エネの推進
- ・ 本県を特長づける多様な自然的・社会的機能を持つ森林の役割を重視した再エネの推進
- ・ 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再エネの推進
- ・ 本県の自然豊かな環境・景観等と調和した再エネの推進

促進区域内のみ可能

4 促進区域設定の考え方

イメージ図



市町村区域内

国の基準による除外区域（環境省所管法令のみ）

- ・ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・ 国立・国定公園の特別保護地区、海域公園地区等（自然公園法）
- ・ 国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護法）
- ・ 生息地等保護区の管理地区（種の保存法）

県の基準による除外区域（個別法、条例等）

- ・ 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- ・ 自然環境保全地域 特別地区（福島県自然環境保全条例）
- ・ ラムサール条約湿地（ラムサール条約） など

国の基準及び県の基準の除外区域に該当しない区域
市町村は、この区域から部分的に促進区域を設定することができる。